

議案第 98 号

前橋市個人情報保護条例の改正について

令和 3 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市個人情報保護条例の一部を改正する条例

前橋市個人情報保護条例（平成 9 年前橋市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 8 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 19 条第 7 号」を「第 19 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。